

## 別記第2(第7条関係)

北広島町インターネット公有財産売却(以下「公有財産売却」といいます。)をご利用いただくには、以下の「誓約書」及び「北広島町インターネット公有財産売却ガイドライン(以下「本ガイドライン」といいます。)」をよくお読みいただき、同意していただくことが必要です。また、公有財産売却の手續などに関して、本ガイドラインと KSI 官公庁オークションガイドラインなどとの間に差異がある場合は、本ガイドラインが優先して適用されます。

### 誓約書

以下を誓約いたします。

今般、北広島町の公有財産売却に参加するに当たっては、以下の事項に相違ない旨確約のうえ、公有財産売却ガイドライン及び北広島町における入札、契約などに係る諸規定を厳守し、公正な入札をいたします。もし、これらに違反するようなことが生じた場合には、直ちに北広島町の指示に従い、当該執行機関に損害が発生したときは補償その他一切の責任をとることはもちろん、北広島町に対し一切異議、苦情などは申しません。

- 1 私は、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 第 1 項に規定する一般競争入札に参加させることができない者及び同条第 2 項各号に該当すると認められる者のいずれにも該当しません。
- 2 私は、次に掲げる不当な行為は行いません。
  - (1) 正当な理由がなく、当該入札に参加しないこと。
  - (2) 入札において、その公正な執行を妨げ、又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正な利益を得るために連合すること。
  - (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げること。

- (4) 契約の履行をしないこと。
  - (5) 契約に違反し、契約の相手方として不相当と北広島町に認められること。
  - (6) 入札に関し贈賄などの刑事事件を起こすこと。
  - (7) 社会的信用を失墜する行為をなし、契約の相手方として不相当と認められること。
  - (8) 天災その他不可抗力の事由がなく、履行遅延をすること。
- 3 私は、北広島町の公有財産売却に係る「公有財産売却ガイドライン」、「入札心得」、「入札公告」及び「売買契約書案」の各条項を熟覧し、これらについてすべて承知のうえ参加しますので、後日これらの事柄について北広島町に対し一切異議、苦情などは申しません。

# 北広島町インターネット公有財産売却ガイドライン

## 第1 公有財産売却の参加条件など

### 1 公有財産売却の参加条件

(以下のいずれかに該当する方は、公有財産売却へ参加することができません。)

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項又は第2項各号に該当すると認められる方

(2) 北広島町が定める本ガイドライン及びKSI官公庁オークションに関連する規約・ガイドラインの内容を承諾せず、順守できない方

(3) 公売財産の買受について一定の資格、その他の条件を必要とする場合でこれらの資格などを有していない方。

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員等に該当する方

※暴力団員等とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者」を指します。

(5) 18歳未満の方。ただし、その親権者などが代理人として参加する場合を除きます。

(6) 日本語を完全に理解できない方。ただし、その代理人が日本語を理解できる場合を除きます。

(7) 日本国内に住所、連絡先がいずれもない方。ただし、その代理人が日本国内に住所または連絡先がある場合を除きます。

### 2 公有財産売却の参加に当たっての注意事項

(1) 公有財産売却は、地方自治法などの規定にのっとり北広島町が執行する公売手続きの一部です。KSI官公庁オークション

に関連する規約・ガイドラインについては、本ガイドラインおよび地方自治法の規定に反しない限り、インターネット公売の手続きにおいて公売参加者またはその代理人（以下「公売参加者など」といいます）を拘束するものとします。

- (2) 公売参加者などが売買代金の残金（契約保証金を売買代金に充当したときの残金をいう。以下同じ。）の納付期限までにその代金を正当な理由なく納付しない落札者は、地方自治法施行令第167条の4第2項第5号に該当すると見なされ、以後2年間北広島町の実施する一般競争入札に参加できなくなることがあります。また、処分を受けた公売参加者などの納付した入札保証金があるときは、その入札保証金は没収し、返還しません。

なお、以下は法施行令第167条の4第2項第5号に掲げる行為に該当します。

ア. 売却決定を受けても買受代金の納付期限までにその代金を故意に納付しない行為。

イ. 偽りの名義によりまたは第三者をかたって公売に参加する行為。

ウ. 公売を妨害する意思をもって行う、第1の7「代理人などによる自己のための公売参加手続きの禁止」において禁止する行為。

エ. 公売を妨害する意思をもって行う、第6の3「システム利用における禁止事項」に掲げる行為。

- (3) 入札に先立って入札保証金を納付してください。

- (4) 公売参加者などは、あらかじめインターネット公売システム（以下「公売システム」といいます）上の公売物件詳細画面や執行機関において閲覧に供されている公売公告などを確認し、登記・登録制度のある財産については、関係公簿などを閲覧す

るほか、十分な調査を行ったうえで公売に参加してください。  
また、北広島町が現地説明会を実施する財産については、現地説明会で財産を確認してください。なお、公売財産が不動産の場合、現地確認などの際には、公売財産の所有者、占有者などの権利を侵害してはならないことに留意してください。

(5) インターネット公売は、紀尾井町戦略研究所株式会社の提供する公売システムを採用しています。公売参加者などは、公売システムの画面上で公売参加申し込みなど一連の手続を行ってください。

(6) インターネット公売においては、特定の売却区分（公売財産の出品区分）の公売が中止になること、もしくは公売全体が中止になることがあります。

### 3 公有財産の権利移転などについての注意事項

(1) 公売財産は、北広島町が所有するものと、町税滞納者などの財産があります。

(2) 公売財産に隠れた瑕疵があっても、現所有者および北広島町に担保責任は生じません。

(3) 売却決定を受けた最高価申込者（以下「買受人」といいます）ならびにその代理人（以下「買受人など」といいます）が公売財産にかかる買受代金の全額を納付したとき（農地など一定の要件が満たされなければ権利移転の効力が生じない財産については、当該要件が満たされ、権利が移転したとき）、買受人に危険負担が移転します。その後に発生した財産の破損、盗難および焼失などによる損害の負担は、買受人が負うこととなります。

(4) 公売財産が登記・登録を要する財産の場合、北広島町は、買受代金を納付した買受人などの請求により、権利移転の登記・登録を所轄法務局に委嘱します。

- (5) 公売財産が動産、自動車である場合、北広島町はその公売財産の引渡を買受代金納入時の現況有姿で行います。
- (6) 公売財産が不動産の場合、北広島町は引渡の義務を負いません。公売財産内の動産類やゴミなどの撤去、占有者の立退き、前所有者からの鍵の引渡などは、すべて買受人自身で行ってください。また、隣地との境界確定は、買受人と隣地所有者との間で行ってください。北広島町は関与いたしません。
- (7) 買受人は、買受人に対抗することができる公売財産上の負担（マンションの未納管理費など）を引き受けなければなりません。
- (8) 買受人は、買受代金の納入後に公売財産の返品および買受代金の返還を求めることができません。
- (9) 公売財産が建物の場合、原則として、物件に係る土壌調査及びアスベスト調査などは行っておりません。また、開発（建築）などに当たっては、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）及び条例などの法令により、規制がある場合があるので、事前に関係機関にご確認ください。

#### 4 個人情報 の 取 扱 い に つ い て

- (1) 公売参加者などは、以下のすべてに同意するものとします。
  - ア 公売参加申し込みを行う際に、住民登録などのされている住所、氏名（法人の場合は、商業登記簿などに登記されている所在地、名称、法人代表者氏名）および電話番号を公売参加者情報として登録すること。
  - イ 公売参加者などの公売参加者情報および KSI 官公庁オークション ID（以下「ログイン ID」といいます）に登録されているメールアドレスを北広島町に開示され、かつ、北広島町がこれらの情報を北広島町文書取扱規程（平成 17 年北広島町訓令第 5

号)に基づき、5年間保管します。

- ・ 北広島町は公売参加者などに対し、ログイン ID で認証済みのメールアドレスに、公売財産に関するお知らせなどを電子メールにて送信することがあります。

ウ 買受人に決定された公売参加者のログイン ID を公売システム上において一定期間公開されること。

エ 北広島町は、収集した個人情報を地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項に定める一般競争入札の参加者の資格審査などを行うことを目的として利用します。

- (2) 公売財産が登記・登録を要する財産の場合、公売参加者情報の登録内容が住民登録や商業登記簿の内容などと異なる場合（転居などにより異なる場合で、住所証明書によりその経緯などが確認できる場合を除きます）は、買受人となっても所有権移転などの権利移転登記・登録を行うことができません。

## 5 代理人による参加について

インターネット公売では、代理人に公売参加の手続きをさせることができます。代理人には、少なくとも公売参加申し込み、入札保証金の納付および返還にかかる受領、入札並びにこれらに附帯する事務を委任することとします。

### (1) 代理人の資格

代理人は、「第 1 1. インターネット公売の参加条件」を満たさなければなりません。

### (2) 代理人による参加の手続き

ア. 代理人に公売参加の手続きをさせる場合、代理人のログイン ID により、代理人が公売参加申し込みおよび入札などを行ってください。

イ. 代理人に公売参加の手続きをさせる場合、公売参加者は、

委任状および公売参加者の印鑑登録証明書を入札開始 2 開庁日前までに北広島町に提出することが必要です。委任状は北広島町ホームページより印刷することができます。原則として、入札開始 2 開庁日前までに北広島町が委任状などの提出を確認できない場合、入札することができません。公売参加者以外の方から委任状が提出された場合も、入札することができません。

ウ. 代理人による公売参加申し込み手続きおよび入札手続きの詳細については、「第 2 公売参加申し込みについて」、「第 3 入札形式で行うインターネット公売手続き」をご覧ください。

### (3) 複代理人の選任の権限

任意代理人を選任した場合、公売参加者はその代理人に複代理人を選任する権限を付与したものとみなします。

### (4) 代理人による参加における注意事項

ア. 代理人に地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項第 5 号に該当すると認められる事実がある場合、公売参加者およびその代理人は同法施行令第 167 条の 4 第 2 項に該当し、以後 2 年間当該執行機関の実施する公売に参加できません。

イ. 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項第 5 号に該当すると認められる事実があった後 2 年を経過しない者を代理人とした方は、同法施行令第 167 条の 4 第 2 項に該当し、以後 2 年間当該執行機関の実施する公売に参加できません。

ウ. アおよびイの場合、納付された入札保証金は没収し、返還しません。

## 6 共同入札について

公有財産が不動産の場合、共同入札することができます。

### (1) 共同入札とは

一つの財産を複数の方で共有する目的で入札することを共同入

札といたします。

## (2) 共同入札における注意事項

ア. 共同入札する場合は、共同入札者の中から 1 名の代表者を定める必要があります。実際の公売の参加申し込み手続及び入札手続をすることができるのは、当該代表者のみです。したがって、公売参加申し込み及び入札などは、代表者のログイン ID で行うこととなります。手続の詳細については、「第 2 公売参加申し込みについて」及び「第 3 入札形式で行うインターネット公売手続」をご覧ください。

イ. 共同入札する場合は、代表者以外の方全員から代表者に対する委任状、共同入札者全員の印鑑登録証明書および共同入札者全員の住所(所在地)と氏名(名称)を記入し、各共同入札者の持分を記載した「共同入札者持分内訳書」を入札開始 2 開庁日前までに北広島町に提出することが必要です。原則として、入札開始 2 開庁日前に北広島町が提出を確認できない場合、入札をすることができません。なお、委任状及び「共同入札者持分内訳書」は、北広島町のホームページより印刷することができます。

ウ. 委任状及び「共同入札者持分内訳書」に記載された内容が共同入札者の住民登録や商業登記簿の内容などと異なる場合(転居などにより異なる場合で、住所証明書によりその経緯などが確認できる場合を除きます)は、共同入札者が買受人となっても所有権移転などの権利移転登記を行うことができません。

## 7 代理人などによる自己のための公売参加手続きの禁止

(1) 代理人および共同入札における代表者(以下「代理人など」といいます)は、公売参加者、共同入札における代表者を除く共同入札者(以下「本人など」といいます)のために公売参加の手

続きをする公売財産について、本人などのために行う公売参加の手続きとは別に、自己のために公売参加の手続きをすることはできません。

(2) 代理人などが、一つの公売財産に対し複数の本人などから公売参加の手続きなどについて委任を受けた場合は、その委任を受けたすべての公売参加の手続きをすることができません。

(3) 本人などは、代理人などに公売参加の手続きを委任した公売財産について、代理人などが行う買受申込みとは別に、自己のために公売参加の手続き又はほかの代理人などに委任して公売参加の手続きを行うことはできません。なお、ほかの方と共同して、別に公売参加の手続きを行うこともできません。

(4) 法人が公売に参加する場合、当該法人の代表権限のある方(以下「法人代表者」といいます)は、法人のために行う公売手続きとは別に、自己のためまたはほかの本人などの委任を受けて公売参加の手続きをすることはできません。

## 第2 公売参加申し込みについて

入札に先立って、公売参加申し込みを行ってください。公売参加申し込みには、公売参加者など情報の入力、入札保証金の納付および必要に応じて委任状などの書類提出が必要です。公売参加申し込みが完了したログインIDでのみ入札できます。

### 1 公売参加申し込みについて

公売参加者などは、公売公告により定められた公売参加申し込み期間内に、入札しようとする売却区分を公有財産売却に指定のうえ、公売システムの画面上で、住民登録などのされている住所、氏名(法人の場合は、商業登記簿などに登記されている所在地、名称、代表者氏名)および電話番号を公売参加者など情報として登録してください。

- ・ 法人が公売に参加申し込みする場合は、法人代表者名でログイン ID を取得したうえで、法人代表者が公売参加の手続きを行ってください。なお、法人代表者以外の方に公売手続きをさせる場合は、その方を代理人とする必要があります。
- ・ 代理人に公売参加の手続きをさせる場合は、代理人のログイン ID により、代理人が公売参加の手続きを行ってください。代理人は、公売システムの画面上で、代理人による手続きの欄の「する」を選択してください。また、公売参加者は、委任状及び公売参加者の印鑑登録証明書を入札開始 2 開庁日前までに北広島町へ提出することが必要です。原則として、入札開始 2 開庁日前までに北広島町が委任状などの提出を確認できない場合、入札をすることができません。公売参加者以外の方から委任状などが提出された場合も、入札をすることができません。
- ・ 共同入札する場合は、代表者のログイン ID により、代表者が公売参加の手続きを行ってください。代表者は売却システムの画面上で、共同入札の欄の「する」を選択してください。また、代表者以外の方全員から代表者に対する委任状、共同入札者全員の印鑑登録証明書及び「共同入札者持分内訳書」を入札開始 2 開庁日前までに北広島町に提出することが必要です。原則として、入札開始 2 開庁日前までに北広島町が提出を確認できない場合、入札をすることができません。

## 2 入札保証金の納付について

### (1) 入札保証金とは

地方自治法施行令第 167 条の 7 で定められている、入札する前に納付しなければならない金員です。入札保証金は、北広島町が売却区分(公有財産売却の財産の出品区分)ごとに予定価格(最低落札価格)の 100 分の 10 以上の金額を定めます。

## (2) 入札保証金の納付方法

入札保証金の納付は、売却区分ごとに必要です。入札保証金は、北広島町が売却区分ごとに指定する方法で納付してください。指定する方法は、下記のアまたはイの通りです。売却区分ごとに、公売システムの公売物件詳細画面でどの方法が指定されているかを確認してください。

- ・ 入札保証金には利息を付しません。
- ・ 原則として、入札開始 2 開庁日前までに北広島町が入札保証金の納付を確認できない場合、入札することができません。

### ア. クレジットカードによる納付

クレジットカードで入札保証金を納付する場合は、公売システムの公売物件詳細画面より公売参加申し込みを行い、入札保証金を所定の手続に従って、クレジットカードにて納付してください。クレジットカードにより入札保証金を納付する公売参加者などは、紀尾井町戦略研究所株式会社に対し、クレジットカードによる入札保証金納付及び返還事務に関する代理権を付与し、クレジットカードによる請求処理を SB ペイメントサービス株式会社に委託することを承諾します。公売参加者などは、インターネット公売が終了し、入札保証金の返還が終了するまでこの承諾を取り消せないことに同意するものとします。

また、公売参加者などは、紀尾井町戦略研究所株式会社が入札保証金取扱事務に必要な範囲で、公売参加者などの個人情報 を SB ペイメントサービス株式会社に開示することに同意するものとします。

- ・ VISA、マスターカード、JCB、ダイナース、アメリカンエクスプレスのマークがついていないクレジットカードな

ど、ごく一部利用できないクレジットカードがあります。

- ・ 法人で公売に参加する場合、法人代表者名義のクレジットカードをご使用ください。
- ・ 代理人に公売参加の手続きをさせる場合、代理人名義のクレジットカードをご使用ください。

#### イ 銀行振込などによる納付

銀行振込などで入札保証金を納付する場合は、公売システムの公売物件詳細画面より公売参加仮申込みを行ってください。その後、北広島町のホームページより「公売保証金納付申込書兼返還請求書兼口座振替依頼書」を印刷し、必要事項を記入・押印後、北広島町に書留郵便にて送付してください（郵送の場合は、申込締切日の消印有効）。なお、銀行振込の場合は、公有財産売却の参加者より必要書類が北広島町に到着後、北広島町から「納付書」を送付しますので、必要事項を記入の上、北広島町が指定する金融機関に入札保証金を納付してください。

- ・ 公売保証金納付申込書兼返還請求書兼口座振替依頼書の入札保証金納付方法欄の「銀行振込」に「○」をしてください。
- ・ 銀行振込の際の振込手数料は、公有財産売却の参加申込者の負担となります。
- ・ 銀行口座への振込により入札保証金を納付する場合は、北広島町が納付を確認できるまで5営業日程度を要することがあります。
- ・ 北広島町が指定する金融機関については、下記を参照してください。

##### （ア） 指定金融機関

広島北部農業協同組合の本店又は支店

(イ) 収納代理金融機関

次の金融機関のうち国内に所在する本店又は支店  
(出張所を含む。)

広島市農業協同組合、(株)広島銀行、広島市信用組  
合、(株)もみじ銀行

(ウ) 収納代理金融機関

中国地方5県内のゆうちょ銀行・郵便局

(3) 入札保証金の没収

公有財産売却の参加申込者が納付した入札保証金は、落札者が  
契約締結期限までに北広島町の定める契約を締結しない場合は没  
収し、返還しません。

(4) 入札保証金の契約保証金への充当

公有財産売却の参加申込者が納付した入札保証金は、落札者が  
契約を締結した場合、地方自治法施行令第167条の16に定める契  
約保証金に全額充当します。

### 第3 入札形式で行う公有財産売却の手続

本章における入札とは、売却システム上で入札価格を登録すること  
をいいます。この登録は、一度しか行うことができません。

#### 1 公有財産売却への入札

(1) 入札

入札保証金の納付が完了したログインIDでのみ、入札が可能です。  
入札は一度のみ可能です。一度行った入札は、入札者の都合  
による取り消しや変更はできませんので、ご注意ください。

(2) 入札がなかったものとする取扱い

北広島町は、地方自治法施行令第167条の4第1項などに規定  
する一般競争入札に参加できない要件に該当する方が行った入札

については、当該入札を取り消し、なかったものとして取り扱うことがあります。

## 2 落札者の決定

### (1) 落札者の決定

入札期間終了後、北広島町は開札を行い、売却区分(公有財産売却の財産の出品区分)ごとに、売却システム上の入札において、入札価格が予定価格(最低落札価格)以上で、かつ、最高価格である入札者を落札者として決定します。ただし、最高価格での入札者が複数存在する場合は、くじ(自動抽選)で落札者を決定します。

なお、落札者の決定に当たっては、落札者のログインIDを落札者の氏名(名称)とみなします。

#### ア 落札者の告知

落札者のログインIDと落札価格については、売却システム上に一定期間公開します。

#### イ 北広島町から落札者への連絡

落札者には、北広島町から入札終了後、あらかじめログインIDで認証されたメールアドレスに、落札者として決定された旨の電子メールを送信します。共同入札者が落札者となった場合は、代表者にのみ落札者として決定された旨の電子メールを送信します。

- ・ 北広島町が落札者に送信した電子メールが、落札者によるメールアドレスの変更やプロバイダの不調などの理由により到着しないために、執行機関(北広島町)が落札者による売買代金の残金の納付を売買代金の残金納付期限までに確認できない場合、その原因が落札者の責めに帰すべきものであるか否かを問わず、契約保証金を没収し、返還しません。
- ・ 当該電子メールに表示されている整理番号は、北広島町に

連絡する際や北広島町に書類を提出する際などに必要となります。

## (2) 落札者決定の取消し

入札金額の入力間違いなどの場合は、落札者の決定が取り消されることがあります。この場合、売却物件の所有権は落札者に移転しません。また、納付された入札保証金は返還しません。

## 3 売却の決定

### (1) 落札者に対する売却の決定

北広島町は、落札後、落札者に対し電子メールなどにより契約締結に関する案内を行い、落札者と契約を交わします。契約の際には北広島町より契約書を送付しますので、落札者は必要事項を記入・押印のうえ、次の書類などを添付して北広島町に直接持参又は郵送してください。なお、契約書には契約金額に応じた額面の収入印紙が必要となります。

#### ア 必要な書類

(ア) 身分証明書の写し

(イ) 登録免許税法(昭和42年法律第35号)に定める登録免許税相当額の収入印紙又は登録免許税を納付したことを証する領収証書

#### イ 売却の決定金額

落札者が入札した金額を売却の決定金額とします。

#### ウ 落札者が契約を締結しなかった場合

落札者が契約締結期限までに契約を締結しなかった場合、落札者が納付した入札保証金は返還しません。

### (2) 売却の決定の取消し

落札者が契約締結期限までに契約しなかったとき又は落札者が公有財産売却の参加仮申込みの時点で18歳未満の方など公有財

産売却に参加できない者の場合に、売却の決定が取り消されます。  
この場合、公有財産売却の財産の所有権は落札者に移転しません。  
また、納付された入札保証金は返還しません。

#### 4 売買代金の残金の納付

##### (1) 売買代金の残金の金額

売買代金の残金は、落札金額から事前に納付した契約保証金(契約保証金に充当した入札保証金)を差し引いた金額となります。

##### (2) 売買代金の残金納付期限について

落札者は、売買代金の残金納付期限までに北広島町が納付を確認できるよう売買代金の残金を一括で納付してください。

売買代金の残金が納付された時点で、公有財産売却の財産の所有権が落札者に移転します。売買代金の残金納付期限(契約締結日から20日以内で北広島町が指定する日)までに売買代金の残金全額の納付が確認できない場合、事前に納付された契約保証金を没収し、返還しません。

##### (3) 売買代金の残金の納付方法

売買代金の残金は次のアの方法で納付してください(現金書留による現金の送付、現金の持参、郵便振替払出証書又は郵便為替証書の送付又は持参及び銀行振出の小切手の持参はできませんので、ご注意ください。)

なお、売買代金の残金の納付に係る費用は、落札者の負担となります。また、売買代金の残金納付期限までに北広島町が納付を確認できることが必要です。

ア 北広島町が用意する納付書による納付

#### 5 入札保証金の返還

##### (1) 落札者以外への入札保証金の返還

落札者以外の納付した入札保証金は、入札終了後全額返還しま

す。なお、公有財産売却の参加申込みを行ったものの入札を行わない場合にも、入札保証金の返還は入札終了後となります。

入札保証金返還の方法及び返還に要する期間は次のとおりです。

#### ア クレジットカードによる納付の場合

SB ペイメントサービス株式会社は、クレジットカードにより納付された入札保証金を返還する場合、クレジットカードからの入札保証金の引き落としを行いません。ただし、公有財産売却の参加者などのクレジットカードの引き落とし時期などの関係上、いったん実際に入札保証金の引き落としを行い、翌月以降に返還を行う場合がありますので、ご了承ください。

#### イ 銀行振込などによる納付の場合

入札保証金の返還方法は、公有財産売却の参加者が指定する銀行口座への振込のみとなります。公有財産売却の参加者(入札保証金返還請求者)名義の口座のみ指定可能です。共同入札の場合は、仮申込みを行った代表者名義の口座のみ指定可能です。

なお、入札保証金の返還には、入札期間終了後 4 週間程度要することがあります。

### 第 4 公有財産売却の財産の権利移転及び引渡しについて

北広島町は、落札後、落札者と契約を交わします。

契約の際には北広島町より契約書を送付しますので、落札者は必要事項を記入・押印のうえ、本籍地の市区町村が発行する身分証明書の写し及び登録免許税法に定める登録免許税相当額の収入印紙又は登録免許税を納付したことを証する領収証書を併せて北広島町に直接持参又は郵送してください。その後、売買代金の残金納付確認のうえ、落札者の請求に基づいて不動産登記上の権利移転のみを行います。

#### 1 権利移転の時期

公有財産売却の財産は、売買代金の残金を納付したときに権利移

転します。

## 2 不動産の権利移転の手続について

- (1) 北広島町のホームページより「所有権移転登記請求書」を印刷した後、必要事項を記入・押印して、売買代金の残金納付期限までに北広島町へ提出してください。

なお、売買代金の残金納付期限は、契約締結後 20 日以内の北広島町が定める日となります。

- (2) 共同入札の場合は、共同入札者全員が記入・押印した「所有権移転登記請求書」の提出が必要です。また、公有財産売却の財産の持分割合は、移転登記前に北広島町に対して任意の書式にて申請してください。

- (3) 所有権移転の登記が完了するまで、入札終了後 1 か月半程度の期間を要することがあります。

なお、登記の完了後、登記済証又は登記識別情報(記号番号が記載されたもの)をお渡しします。

## 3 注意事項

- (1) 落札後、契約を締結した時点で、公有財産売却の財産に係る危険負担は落札者に移転します。したがって、契約締結後に発生した財産の破損、焼失など北広島町の責めに帰すことのできない損害の負担は、落札者が負うこととなり、売買代金の減額を請求することはできません。

なお、売買代金の残金を納付した時点で所有権は落札者に移転します。

- (2) 公有財産売却の財産内の動産類やゴミなどの撤去などは、すべて落札者自身で行ってください。

## 4 引渡し及び権利移転に伴う費用について

- (1) 権利移転に伴う費用(移転登記の登録免許税など)は落札者の

負担となります。

- (2) 所有権移転などの登記を行う際は、登録免許税法に定める登録免許税相当額の収入印紙又は登録免許税を納付したことを証する領収証書が必要となります(コピー不可)。売買代金の残金を納付後、送付してください。

共同入札者が落札者となった場合、登録免許税法に定める登録免許税相当額の収入印紙又は登録免許税を納付したことを証する領収証書は、共同入札者の人数分だけ必要となります。共同入札者は、各々の持分に応じた登録免許税相当額を納付してください(実際に持参又は送付する場合は、全共同入札者の合計で構いません。)

## 第5 注意事項

### 1 売却システムに不具合などが生じた場合の対応

#### (1) 公有財産売却の参加申込み期間中

売却システムに不具合などが生じたために、以下の状態となった場合は公有財産売却の手続を中止することがあります。

ア 公有財産売却の参加申込み受付が開始されない場合

イ 公有財産売却の参加申込み受付ができない状態が相当期間継続した場合

ウ 公有財産売却の参加申込み受付が入札開始までに終了しない場合

エ 公有財産売却の参加申込み受付終了時間後になされた公有財産売却の参加申込みを取り消すことができない場合

#### (2) 入札期間中

売却システムに不具合などが生じたために、以下の状態となった場合は公有財産売却の手続を中止することがあります。

ア 入札の受付が開始されない場合

イ 入札できない状態が相当期間継続した場合

ウ 入札の受付が入札期間終了時刻に終了しない場合

(3) 入札期間終了後

売却システムに不具合などが生じたために、以下の状態となった場合は公有財産売却の手続を中止することがあります。

ア 一般競争入札形式において入札期間終了後相当期間経過後も開札ができない場合

イ くじ(自動抽選)が必要な場合でくじ(自動抽選)が適正に行えない場合

2 公有財産売却の中止

公有財産売却の参加申込み開始後に公有財産売却を中止することがあります。公有財産売却の財産の公開中であっても、やむを得ない事情により、公有財産売却を中止することがあります。

(1) 特定の公有財産売却の特定の売却区分(売却財産の出品区分)の中止時の入札保証金の返還

特定の公有財産売却の物件の公有財産売却が中止となった場合、当該公有財産売却の物件について納付された入札保証金は中止後返還します。なお、銀行振込などにより入札保証金を納付した場合、返還まで中止後4週間程度要することがあります。

(2) 公有財産売却の中止時の入札保証金の返還

公有財産売却の全体が中止となった場合、入札保証金は中止後返還します。なお、銀行振込などにより入札保証金を納付した場合、返還まで中止後4週間程度要することがあります。

3 公有財産売却の参加を希望する者、公有財産売却の参加申込者及び入札者など(以下「入札者など」という。)に損害などが発生した場合

(1) 公有財産売却が中止になったことにより、入札者などに損害

が発生した場合、北広島町は損害の種類・程度にかかわらず責任を負いません。

(2) 売却システムの不具合などにより、入札者などに損害が発生した場合、北広島町は損害の種類・程度にかかわらず責任を負いません。

(3) 入札者などの使用する機器及び公有財産売却の参加者などの使用するネットワークなどの不備、不調その他の理由により、公有財産売却の参加申込み又は入札に参加できない事態が生じた場合においても、北広島町は代替手段を提供せず、それに起因して生じた損害について責任を負いません。

(4) 公有財産売却に参加したことに起因して、入札者などが使用する機器及びネットワークなどに不備、不調などが生じたことにより入札者などに損害が発生した場合、北広島町は損害の種類・程度にかかわらず責任を負いません。

(5) 公有財産売却の参加者などが入札保証金を自己名義(法人の場合は当該法人代表者名義)のクレジットカードで納付する場合で、クレジットカード決済システムの不備により、入札保証金の納付ができず公有財産売却の参加申込みができないなどの事態が発生したときは、それに起因して入札者などに生じた損害について、北広島町は種類・程度にかかわらず責任を負いません。

(6) 公有財産売却の参加者などの発信若しくは受信するデータが不正アクセス及び改変などを受け、公有財産売却の参加続行が不可能となるなどの被害を受けた場合、その被害の種類・程度にかかわらず、北広島町は責任を負いません。

(7) 公有財産売却の参加者などが、自身のログイン ID 及びパスワードなどを紛失若しくは、ログイン ID 及びパスワードなどが第

三者に漏えいするなどして被害を受けた場合、その被害の種類・程度にかかわらず、北広島町は責任を負いません。

#### 4 公有財産売却の参加申込み期間及び入札期間

公有財産売却の参加申込み期間及び入札期間は、売却システム上の公有財産売却の物件詳細画面上に示された期間となります。ただし、システムメンテナンスなどの期間を除きます。

#### 5 リンクの制限など

北広島町が売却システム上に情報を掲載しているウェブページへのリンクについては、北広島町物件一覧のページ以外のページへの直接のリンクはできません。また、売却システム上において、北広島町が公開している情報(文章、写真、図面など)について、北広島町に無断で転載・転用することは一切できません。

#### 6 その他重要事項

##### (1) 無効入札に関する事項

上記に記載してきたことのほか、次の各号のいずれかに該当する入札は無効とします。

ア 申込みの添付資料が不足又は所定のものでない方の入札

イ 所定の入札保証金の納付をしない方の入札

ウ 一人の入札者又はその代理人が同一物件について二件以上の入札をしたときの入札

エ 代理人が二人以上の者の代理をしていた入札

オ 入札者が同一物件について他の入札者の代理をしたときの双方の入札

カ 書類等の送付又は電報によってした入札

キ 無権代理人がした入札

ク 入札に関し不正の行為があった方のした入札

ケ 入札に参加する者に必要な資格のない方のした入札

- コ 電子入札で所定の日時までには到達しなかったもの
- サ 電子入札で契約担当者等の使用に係る電子計算機に到達した入札金額その他所定の情報が書き換えられたもの
- シ その他入札に関する条件に違反した入札

(2) 契約に関する事項

- ア 開札及び落札者の決定は、第3の2(1)のとおり行います。
- イ 落札者が契約を締結しようとするときは、北広島町が作成した契約書案に記名押印の上、落札決定の通知を受けた日から7日以内に北広島町に提出しなければなりません。
- ウ 落札者が契約を締結しようとするときは、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納入しなければなりません(入札保証金の全部について契約保証金に充当します。)
- エ 契約保証金は、全部を売買代金に充当します。

インターネット公有財産売却における個人情報について

行政機関が紀尾井町戦略研究所株式会社の提供する官公庁オークションシステムを利用して行うインターネット公有財産売却における個人情報の収集主体は行政機関になります。

クレジットカードで入札保証金を納付する場合

クレジットカードにより入札保証金を納付する参加者及びその代理人(以下「参加者など」という。)は、紀尾井町戦略研究所株式会社に対し、クレジットカードによる入札保証金納付及び返還事務に関する代理権を付与し、クレジットカードによる請求処理をSBペイメントサービス株式会社に委託することを承諾します。参加者などは、公有財産売却手続が終了し、入札保証金の返還が終了するまでこの承諾を取り消せないことに同意するものとします。また、参加者などは、紀尾井町戦略研究所株式会社が入札保証金取扱事務に必要な範囲で、参

加者などの個人情報を SB ペイメントサービス株式会社に開示することに同意するものとします。